

令和4年度 第1回鹿児島地方労働審議会労働災害防止部会議事録

- 1 日時 令和5年3月22日(水) 13:30～15:00
- 2 場所 鹿児島合同庁舎3階第2会議室
- 3 出席委員

【鹿児島地方労働審議会労働災害防止部会委員】(50音順)

公益代表委員

かどた ふ さ こ もり まさみ
門田 夫佐子、森 雅美

労働者代表委員

あみと ともみ あんらく かずよ みつなが まさゆき
網戸 智美、安楽 和代、満永 正幸

使用者代表委員

ひぐち かずみつ ふくやま たかこ
樋口 和光、福山 孝子

4 議事

監督課長

定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第1回鹿児島地方労働審議会労働災害防止部会を開催いたします。なお、以下、本部会については「災防部会」と略させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、監督課長の篠田でございます。よろしくお願いいたします。

今回は、直近の委員改選である令和3年10月1日以降、初めての部会となるため、部会長が選出されるまで、私のほうで議事進行役を務めさせていただきます。

それでは、現在の委員の皆様をご紹介します。資料1として委員名簿を配付していますので、ご参照方、よろしくお願いいたします。50音順にご紹介します。

まず、公益代表です。／株式会社南日本新聞社論説委員会委員の門田夫佐子委員／鹿児島純心女子大学人間教育学部教授の仙波玲子委員／森法律事務所弁護士の森雅美委員です。

次に、労働者代表です。／U A ゼンセン南国殖産労働組合副委員長の網戸智美委員／日本労働組合総連合会鹿児島県連合会副会長女性委員会委員長の安楽和代委員／日本労働組合総連合会鹿児島県連合会会長代行全日本自治団体労働組合鹿児島県本部執行委員長の満永正幸委員です。

最後に、使用者代表です。／九州電力株式会社鹿児島支店執行役員鹿児島支店長の樋口和光委員／川畑電気株式会社取締役会長の福山孝子委員／株式会社サナス代表取締役の本坊一浩委員です。

以上です。なお、公益代表の仙波委員、使用者代表の本坊委員におかれましては、本日ご欠席されています。

また、委員改選日の令和3年10月以降、鹿児島労働局の職員にも異動がありましたが、時間の都合上、紹介は「出席者名簿」に代えさせていただきます。

次に、鹿児島労働局労働基準部長の中村より、ご挨拶を申し上げます。

基準部長

労働基準部長の中村です。

委員の皆様には、年度末で大変ご多用中の中、また、3月9日の労働審議会に引き続き、本防災部会にご出席をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

また、今回は、事務局からの資料の事前送付が開催間際となってしまったこと、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。

さて、この鹿児島地方労働審議会労働災害防止部会は、労働災害防止に係る施策の実施に関し、ご意見をいただく必要があるときに設置することとなっており、前回は平成29年3月の開催でございましたので、実に5年ぶりの開催となります。

ご承知のこととは思いますが、労働災害防止対策では、5年ごとに政府は労働災害防止計画を策定するものとされているところ、令和4年度をもって、鹿児島労働局第13次労働災害防止計画が終了し、令和5年4月からは新たに令和5年度を初年度とする鹿児島労働局第14次労働災害防止計画の取り組みをスタートする運びとなっております。

このため、本日はこの後、鹿児島労働局第13次労働災害防止計画の実施結果と、鹿児島労働局第14次労働災害防止計画案について事務局より説明いたします。

来年度以降5か年の労働災害防止対策の取組となりますので、皆様からご意見を賜り、今後の行政の推進に反映させ、より一層適切な行政運営に努めて参りたいと考えています。

ぜひ、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

監督課長

議事開始に先立ち、本日の部会の成立状況について、ご報告いたします。

本日の部会の成立状況については、委員定数9名のうち、本日は、「公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名」＝合計7名の委員のご出席をいただいております。

災防部会運営規程第1条及び地方労働審議会令第8条により、「定足数については、委員の3分の2以上、又は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員のそれぞれ3分の1以上の出席が必要」とされております。

本日は、それぞれ定足数を満たしており、本部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

議 事 1

監督課長

では、議事に入ります。

まず始めに、議事1「部会長の選出」です。災防部会運営規程第1条及び地方労働審議会令第6条第5号により、「公益を代表する委員の中から、本部会の委員が選挙する」となっており、皆様方に選んでいただくことになっていますが、どなたかご推薦いただけませんかでしょうか。

門田委員

私としては部会委員として経験豊富な森委員にお願いできたらよろしいのではないかと考えています。いかがでしょうか。

監督課長

いま、^{かどた}門田委員より、「^{もり}森委員を部会長に」というご推薦がありました。これについてはいかがでしょうか。ご異議はございませんでしょうか。

異議なし

監督課長

ありがとうございます。それでは、^{もり}森委員に、部会長にご就任いただくことでよろしいでしょうか。

以後の進行については、「^{もり}森部会長」にお願いしたいと思います。

森部会長	部会長に選任していただきました弁護士の森でございます。労働災害防止部会は5年ぶりということですので、よろしくお願いします。
森部会長	災防部会運営規程第1条及び地方労働審議会令第6条第7項では、私から職務代理を指名するということになっています。私としては、門田委員に部会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
森部会長	まず始めに、事務局から傍聴希望者の状況について報告してください。
監督課長	はい。傍聴希望者についてご報告いたします。 部会の傍聴希望者について、本部会は、災防部会運営規程第1条及び鹿児島地方労働審議会運営規程第5条第1項により、「原則として公開する」とされていることから、本日の部会の開催について公示いたしましたが、その結果、傍聴希望者はなかったことをご報告いたします。 また、本災防部会の議事概要につきましては、発言者名を含めまして公開させていただくこととなっており、労働局ホームページへ掲載することとしておりますので、予めご了承ください。
森部会長	それでは、会議次第に従って議事を進めます。 なお、ただいま事務局からも説明がありましたが、本部会では、発言者の氏名を議事概要に記載することとなっておりますので、発言される際は、お名前を名乗っていただくようお願いいたします。
	議 事 2
森部会長	それでは、議事2に入ります。

健安課長

議事2の「鹿児島労働局第13次労働災害防止計画の実施結果及び鹿児島労働局第14次労働災害防止計画(案)について」、事務局から資料の説明をお願いします。委員の皆様からの質問については、説明の後に一括してお受けいたします。

鹿児島労働局労働基準部健康安全課課長の西野と申します。本日は、よろしくお願いします。それでは私から説明をさせていただきます。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

説明に用いる資料は全部ですが、中でも資料1を中心に説明させていただきますので、お手元にご準備ください。

説明の内容は主に2点です。1点目が鹿児島労働局第13次労働災害防止計画の結果、2点目が鹿児島労働局第14次労働災害防止計画の概要(案)についてです。これから後の説明においては、それぞれ13次防、14次防と略して説明させていただきます。

まず、13次防の結果ですが、平成30年度から令和4年度までの取組になります。災害発生件数は暦年で把握し、取組は年度単位となっておりますので、13次防は現在も継続中ということでご理解ください。なお、令和4年の災害件数は現時点では令和5年2月末速報値であり、事業場からの労働者死傷病報告という災害の報告書提出の時間的な関係で、令和5年4月7日で締め切った値が確定値となります。おって、これから述べます死傷者数と言いますのは全て休業4日以上の上業務上災害であり、休業3日未満の災害や通勤災害は含んでおりません。休業4日以上の上労働災害が発生したら、遅滞なく事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出していただくのですが、その件数ということになります。

掲載資料の大きさの関係でページ数が見えている所と

見えていない所がありますが、資料 1 の 3 ページをご覧ください。長期スパンで見ていただくために平成元年からの死亡者数と死傷者数を記載しています。

下側の折れ線グラフが死亡者数で、長期的にみると、平成 12 年以前の増減の数値幅に比べて、近年は少し数値幅が減少して増減を繰り返しています。13 次防期間は 11 人から 22 人の間で増減しました。

あわせて資料 2 をご覧ください。1 ページ目の真ん中ほどに 13 次防の計画の全体目標があり、1 つ目の丸として、
**労働災害による死亡者数を各年対 2017(平成 29 年)
年比 25%以上とする**

とありますが、具体的には毎年 15 人以下とするということです。

資料 1 の 6 ページをご覧ください。増減はありましたが、令和 3 年以外は毎年 15 人以下となりました。5 年間の合計は 15 人の 5 倍と同数となりました。

資料 1 の 3 ページに戻ってください。上側の折れ線グラフが死傷者数です。長期的にみると、平成 21 年までは減少傾向にあったのですが、それ以降は再び増加傾向に転じています。13 次防期間は、初年度の平成 30 年こそ基準年である平成 29 年より減少したものの、その後は 2,000 人を超え、増加傾向に歯止めがかからない状況です。なお、令和 2 年以降新型コロナウイルス感染症による業務上災害を分類して把握していますが、それを除いたものが赤の折れ線です。令和 4 年はコロナによる死傷者数が激増しました。これから後はコロナを除いた人数で述べさせていただきます。おって、コロナによる死亡者はいません。

先ほどの資料 2 の 1 ページ目の真ん中の 2 つ目の丸をご覧ください。

2022 年までに労働災害による死傷者数(休業 4 日以上)を 5%以上減少(2017 年比)

とありますが、資料 1 のグラフで見ていただいた通りで

す。資料 1 の 7 ページをご覧ください。平成 29 年と比較して、毎年 1 % ずつ減少させるという各年の目標数を立てたのですが、初年の平成 30 年のみ達成で、令和元年以降は減少どころか増加傾向となっており、目標に遠く及ばず残念な結果と言わざるを得ません。

続きまして、資料 2 の 3 ページ上段に、①災害の撲滅を目指した対策の推進、中段に②過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進とあり、数値目標が入っているものがありますので、それに対応する形で、資料 1 で説明を続けます。

資料 1 の 8 ページをご覧ください。建設業対策として、
死亡者数を前計画総数の 25% 以上減少させる
とあります。これについては、各年の状況については資料 1 の 4 ページのグラフのうち黄緑色のとおりですが、結論としては 8 ページ記載のとおり、目標が 5 年合計 21 人のところ、22 人で残念ながら未達成でした。

続きまして、資料 1 の 8 ページ製造業対策の目標として、

死亡者数を前計画総数の 25% 以上、食料品製造業の死傷者数を毎年 15% 以上減少させる
としていましたが、4 ページの折れ線グラフのうち茶色の線を見ていただきますと製造業の死亡者数は 7 人となっており、目標の 7 人と同数となり達成、続いて 9 ページの水色の折れ線グラフと茶色点線の目標をご覧くださいと、食料品製造業の死傷者数は令和 3 年までは目標達成できていたものの、令和 4 年は速報値でも未達成となりました。

続きまして、資料 1 の 8 ページの林業対策の目標として、

死亡者数を前計画総数の 25% 以上減少させる
としていましたが、4 ページの折れ線グラフのうち紫色を見ていただきますと林業の死亡者数は 9 人で、目標の 9 人

と同数で達成となりました。

続きまして、資料 1 の 10 ページの第三次産業対策の目標として、小売業・飲食店、社会福祉施設について、

死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で 5 % 以上減少させる

としていました。死傷年千人率については、資料 1 の 10 ページの下をご覧ください。1 年間の労働者 1,000 人あたりに発生した死傷者数の割合を表すもので、算出方法は、1 年間の死傷者数を、業種ごとの 1 年間の平均労働者数で除したものに 1,000 を乗じたものです。災害件数の増減の絶対数ではなく、業種ごとの就労者人口の増減も考慮して統計的な数値として把握しようとするものです。なお、業種ごとの 1 年間の平均労働者数は統計的な数値を採用することになりますが、統計では年々の変動に対応できない事情もあり、当局では統一的に、毎年 12 月 31 日現在で当局コンピューターに登録した労働者数を用いてきました。

死傷者数について、資料 1 の 11～12 ページをご覧ください。目標値が赤の点線、実績が青の実践となりますが、小売業は令和 2 年のみ達成であとは未達成、飲食店は全ての年で達成、社会福祉施設は令和元年までは達成できていたものの令和 2 年及び 3 年は未達成、令和 5 年は今のところ達成ですが、速報値ですので微妙です。

腰痛について、資料 1 の 13 ページをご覧ください。小売業は青の点線です。増減を繰り返していますが、死傷年千人率の平成 29 年比 5 % 減は 0.16 ですので、目標はいずれの年も達成しています。

飲食店は黄緑色の点線ですが、こちらは平成 29 年が 0 件でしたので、各年 0 件としなければ目標達成できないこととなりますが、令和元年以降 1～2 件の発生なので、ほぼ達成の評価をしたいと思います。

社会福祉施設はピンク色の点線ですが、令和元年以降増加傾向にあるものの、死傷年千人率の平成 29 年比 5 % 減

は 0.73 です。目標はいずれの年も達成しています。

次に、資料 1 の 10 ページをご覧ください。陸上貨物運送事業対策の目標として、

死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で 5 % 以上減少させる

としていました。同じく 12 ページの右側をご覧ください。死傷者数に関する年千人率はいずれの年も目標を超えており、未達成でした。腰痛に関する年千人率は 14 ページをご覧ください。年千人率の平成 29 年比 5 % 減は 0.78 ですが、件数に増減はあるものの、年千人率ではいずれの年も達成できたという結果でした。

次に、資料 1 の 15 ページをご覧ください。メンタルヘルス対策として、

メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 80 % 以上、ストレスチェック結果を集団分析する事業場の割合を 60 % 以上とする

という目標ですが、16～17 ページに毎年 9 月の衛生週間説明会の際に各監督署で回収した自主点検の取りまとめ結果を示しています。自主点検結果は各年の回収数にバラつきもありますし、同一事業場に継続的に回答いただいた訳ではないのでデータとしてどうかという点もありますが、1 度も 80 % を超えていないので、未達成としました。なお、参考として鹿児島県が発表している前年実施の統計データによると令和 3 年度は 70.3 % ということですので、やはり未達成と言えます。

ストレスチェックについては、18 ページをご覧ください。ストレスチェックについては、50 人以上の事業場で義務、50 人未満の事業場では当面の間努力義務となっていますが、事業場規模にかかわらず監督署に提出された検査結果実施状況報告は受理し、入力しています。その結果の集団分析について取りまとめた表になります。なお、令和 4 年分は提出期限が未到来ですので掲載を省略しました。表

をご覧くださいと、③は事業場規模にかかわらず提出された全数に関する集団分析の実施割合で、いずれの年も 80%を超えています。⑥は 50 人以上に限った分ですが、これもいずれの年も 80%を超えています。ただ、一方で、当局で把握している 50 人以上の事業場数と比べると提出事業場数が少ないのではないかという疑念もあり、⑧ではいずれの年も 60%前後となっています。なお、事業場規模が 50 人以上と思われる事業場に対しては、衛生管理者、産業医、健康診断結果報告、心理的な負担の程度を把握するための検査結果実施状況報告(ストレスチェック)の提出状況を見て、監督署において適宜、督促をかけ、事業場規模の把握も行っているところではありますが、一定数の開きがあります。

最後に熱中症ですが、資料 1 の 15 ページをご覧ください。目標として、

死傷者数を前計画総数の 5%以上減少させる

としており、具体的な数値としては、66 人以下だったのですが、19 ページにありますように 5 年間合計 83 件で、未達成となりました。

続きまして、資料 1 の 20 ページをご覧ください。令和元年、2 年と災害が増加傾向となったため、当局では、災害防止のための緊急取組として、令和 3 年度はチェスト！緊急ゼロ災運動、令和 4 年度は労働災害ピークアウト運動と銘打って、チラシなども作成し、災害防止団体や各種業界団体への協力要請や、あらゆる機会を通じて周知・啓発を図ってきました。なお、資料 6 に、当局で作成した周知啓発資料を添付しました。

また、本省指示によるものではありませんが、小売業と介護施設の県下のリーディングカンパニーを構成員とした S A F E 協議会というものをそれぞれ令和 4 年度から立ち上げ、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する労働災害の防止対策の取組を中心とした協議会活動も推

進し、活動の成果物として、同業者への周知チラシも作成・配布しています。このSAFE協議会は令和5年度も引き続き活動してまいります。

長くなりましたが、ここまでが、13次防の結果の説明でした。

次に、本日の部会で、ご意見などを賜りたい14次防の概要案について説明します。ただいま説明しました13次防の結果及び本省の示した14次防の計画をもとに、当局版としての案を作成しました。資料1の続きとしてお配りしていましたが、改めて見直したところ、本日までに修正した事項もありましたので、当日資料として机上配布しました鹿児島労働局第14次労働災害防止計画の概要(案)という資料をご覧ください。また、参考として資料3に本省版、資料4に鹿児島労働局第14次労働災害防止計画(案)の詳細版を添付しています。時間の都合もありますので、資料4の詳しい説明は省略し、資料1の概要版(案)を用いて説明させていただきます。

一部ページ番号が見えていませんが、表紙をめくって2ページ目をご覧ください。冒頭に、計画の方向性を記載しています。これは本省版と同じです。赤文字の箇所を読み上げますと、一つ目の丸印においては、

安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく

としています。2つ目の丸印においては、

どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する

などとしています。

そして、この方向性を実現するための8つの重点対策を

掲げています。8つの重点は少し後に出てきますので、今は続けて次の3ページ目をご覧ください。

計画の目標として、アウトプット指標とアウトカム指標を採用しています。資料に記載していますように、事業者や災害防止団体をはじめとする各種団体等に取り組んでいただく重点事項ごとの指標、さらにその進捗状況を確認するための指標がアウトプット指標で、アウトプット指標に取り組むことによる成果としての達成目標をアウトカム指標として掲げています。さらにはアウトプット指標が達成できれば、3ページの中ほどにある死亡災害の5%減少、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ漸減^{ぜんげん}することが期待できるという位置付けです。なお、本省版では死傷災害について、

2027年までに減少

としていますが、当局では2019年(令和元年)以降増加傾向にあることに鑑み、毎年少しずつでも減らしていくという目標としました。

本省版ではアウトプット指標に、統計調査等に基づいた一定の数値が入っていますが、各労働局レベルになるとこれまでの取組では現状の数値が把握できていない事項も多いという状況を踏まえ、初年度段階では具体的な数値を入れずに計画案を作成しています。資料では、本省版をベースに当局版で書き換えている箇所について緑色で表記しています。なお、具体的な数値把握をする方法は6ページで後ほどまとめて説明します。

なお、資料送付後、見直したところ、3ページ上段の記載と4ページ以降の記載に齟齬のある箇所などもあり、修正箇所について、本日は紫色で表示しています。

2ページのポンチ絵をご覧ください。8つの重点事項のうち、真ん中に記載している

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
とその下の

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

の2点については、本省や労働局が主体的に取り組むことであって、事業者等に取り組んでいただくことではないため、アウトカム指標がありませんので一覧においては省略し、6つの重点事項についてのみ各々指標を記載しています。

3ページの上段をご覧ください。主なアウトプット指標と主なアウトカム指標を3つ記載しています。本日、全て読み上げて説明する時間はございませんので、1番上だけ読み上げますと、労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進という重点対策のアウトプット指標は、

**転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）
に取り組む事業場の割合を2023年と比較して2027年
までに増加させる**

で、アウトカム指標が、

**転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加
に歯止めをかける**

です。なお、アウトプット指標の文末を緑色で表示しているのは、本省版に掲げられている具体的な数字を当局版においては表現変更したものです。

以下、3ページの主なアウトプット指標とアウトカム指標について同様で、4ページから5ページに、8つの重点対策のうちアウトカム指標を設定している6つの重点対策について、各々記載しています。先ほど申しましたように時間の都合で全項目を読み上げることは省略させていただきますが、本日配布した物と事前配布した物との間で差し替えた紫色で表記した事項についてのみ説明します。

5ページのアウトプット指標の(オ)の3番目の「・」について、

**メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を
2023年と比較して2027年までに増加させる（※本省**

提示 80%以上)

という箇所です。3 ページの主なアウトプット指標の 3 番目の

○労働者の健康確保対策の推進

における記載と齟齬が生じていたため、5 ページの方を差し替えたものです。

また、5 ページの下段の薄い青色の囲みについて、

- ・死亡災害については、2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少(毎年 10 人以下)する。

- ・死傷災害については、2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022 年と比較して、^{ぜんげん}漸減する。

としました。死亡災害については具体的な数値を入れ、死傷災害は先ほど 3 ページの中段で説明したとおり毎年減少すると記載し、それぞれ期待される効果として、本省版より具体的なものとしました。

先ほども申しましたが、アウトプット指標について、本省版では数値指標が入っていますが、当局版ではこれまでに数値把握した実績がないため、初年度の数値把握から始めて 5 年度目の数値と比較しようというものです。アウトカム指標は本省版の記載と同一としています。

以上のアウトプット指標に対する取組を満たすと、アウトカム指標を満たす効果が表れ、ひいては、5 ページの最下段に記載している結果が期待できるというものです。

重ねて申しますが、本省が示したアウトプット指標については、労働局レベルではこれまでに把握したことがない数値や鹿児島県が実施して公表している統計情報でも数値が把握できないものが多々あります。では、具体的にどうしていくのかということで、6 ページに把握方法を記載しています。具体的には、2 番目の自主点検(アンケート調査)をメインとし、業界団体へのご協力もお願いする予定です。

アウトプット指標は具体的に定めることが望ましいので、令和6年度には数値の入ったものに変更する予定で、労働審議会で委員の皆様にはお示ししていくこととしたいと思います。

また、アウトカム指標に用いる年千人率については、13次防の結果でも説明しましたが、業種ごとの分母とする労働者数は、本省指示も踏まえ、県が集計している労働力調査における産業別雇用者数を採用、データが新しくない場合は毎月勤労統計調査等による予定です。

資料の6ページの項目を外してさらに、各指標に記載している本省が掲げている数値は削除して、14次防の概要の周知用資料としたいと考えています。

そして、資料4は13次防期間中の災害発生状況等も踏まえた詳細版の14次防計画ということになります。本文のほか、各計画指標を別添1、重点事項に対する事業者等に取り組んでいただくことと、達成に向けて当局が取り組むことを別添2として、文章で表現しています。概要版と整合を図っています。

私からの説明は以上です。

森部会長

ただ今の事務局からの説明に対し、まず、事前質問としていただいていたものに対して事務局から説明します。

その後、皆さま方からご意見やご質問等がございましたら、事務局がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。

監督課長

事前質問はございませんでした。

森部会長

どなたか、ご意見やご質問はございませんか。
満永委員どうぞ。

満永委員

今、第14次労働災害防止計画の説明資料の中で3ペー

ジの労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進について、転倒災害対策(ハード・ソフトの両面からの対策)に取り組む事業場の割合を増加させる、というのは、例えば具体的に、どのような対策に取り組んだ事業場をどれくらいするのだ、という目安みたいなものがあるのでしょうか。

それと、直接これとは関係ないのですが、やはり高齢者、特に中高年齢の女性を中心というのは、やはり社会福祉施設に多いという気がしています。そういった意味では、具体的に一般的に言われているヒヤリハットも推進していくべきですし、よく、災害が起きた時には、あの事業場にはああいうことがあるものね、という言葉が聞こえてくるので、そうした時に災害を未然に防ぐためのヒヤリハットをどう活用していくかについて、どういう風に考えておられるのかの2点についてお尋ねします。

森部会長

事務局は回答をお願いします。

健安課長

まず1点目、具体的にということですが、13次防においても我々は日頃から転倒災害・腰痛に対して、防止対策を講じてください、とお願いしています。ハードとソフトの両面からの対策に取り組む事業場の割合を把握することは容易ではなく、例えば社会福祉施設で、人力でリフトされる所もあれば、機械器具を使う所もありますが、実際のところ、どれくらいの事業場でどう取り組んでいるのかというデータまでは持ち合わせていません。そこで、まずは実態把握をするということを考えています。本省版では転倒防止対策に取り組む事業場の割合を50パーセント以上とするという具体的数字を定めていますので、本省が使用した自主点検票を参考に当局版の自主点検票を作成して、どの程度の措置をもって取り組んでいると言っているのかという点も精査して、自主点検を実施してまいりたいと

考えています。

2点目についてですが、満永委員がおっしゃったようなヒヤリハット・危険予知に取り組んだ事業場について、業種ごとにどんな災害が発生することが考えられ、これに取り組む、こんな作業の時にヒヤッとしましたよと、当然そういうことがあると思いますので、今、満永委員にご提示いただきましたヒヤリハット事例の有無も点検票の中に盛り込むことなども検討してまいりたいと考えます。

基準部長

今の説明に少し付け加えますけれども、転倒災害につきましては、いわゆるSTOP転倒災害プロジェクトというものがあり、パンフレットもありますので、そういう私どもで周知していることに対して、ハード面、ソフト面から取り組んでいただくということでイメージしております。それでどういった形で調べるのかは、担当課長が話したように、そういったものを含めた形のアンケート調査等を行っていきます。ただどこまでやればいいのかはきりがなく、5年後にどうなるかということですので、その点についてはある程度検討しているのか、既に実際にやり込んでいるのか、もっとさらにやるのかというようなレベルがありますが、まず、イメージとしてはSTOP転倒災害プロジェクトで一般的に周知されていることに着手していただいているかどうか最初の出発点になると考えています。

森部会長

今のコメントでよろしいでしょうか。

満永委員

はい。

森部会長

ほかに、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。
樋口委員どうぞ。

樋口委員

質問が2点あります。1点目は、13次防の結果に関する資料の16ページから17ページにかけて、メンタルヘルス自主点検の集計結果について、17ページの令和3年度全事業場の数が合わせて600事業場を超えるのに対して、令和4年度は162事業場とかなり減っています。このあたりは何か事情があるのでしょうか。ご回答いただきたいです。

もう1点は、14次防で色々目標を立てる中で、2022年に比べて云々というのがほとんどですが、2022年にたまたま多かった少なかったみたいな数字があるとそれをもとに次の5年間の目標を立てるときに不都合が生じるケースもあるのではないかと思います。例えば、死亡災害については2022年と比較して2027年までに5%以上減少するとしていますが、死亡災害の2022年は11人ということでどちらかというとなたまたま少ないです。5年平均だと15人ぐらいです。5年平均の20%減とか30%減という目標の立て方もあるのではないかと思います。直前の数字を使われるというのは、何か理由があれば教えてください。

森部会長

事務局は回答をお願いします。

健安課長

1点目の13次防に関する16ページから17ページについてですが、この数値は公表していますが、我々も多い年と少ない年があると思っています。毎年9月に、10月1日から7日までの労働衛生週間における取組みの準備月間説明会に参加された事業場に、自主点検票を配布して、中にはその場で書いて提出される事業場もあれば、持ち帰って後刻FAXなどで送付される事業場もあります。令和元年度までは労働衛生週間の説明会の開催ができていました。令和2年度及び3年度は、コロナで説明会はできなかったのですが、郵送で別途自主点検のみ行いました。令和4年度は説明会をしましたが、この年だけ回収数が少なかったということになります。説明会に来られた事業場で、

なおかつ協力いただけたところからの回収結果になりますので、少なからずバラつきが生じ、毎年出席された事業場はまた同じかということを出されなかったりというのものではないかと考えています。ちなみに令和4年度の調査は、それまでと異なり、当局からではなく鹿児島産業保健総合支援センターで実施したものとなっています。

基準部長

追加しますと、今説明しましたとおり、以前は労働基準監督署及び鹿児島労働局が主体で調査していましたが、令和4年度は、産業保健活動を主としてやっていただいております。県内のメンタルヘルス対策の相談を取り扱っている鹿児島産業保健総合支援センターという組織があり、そこに調査の主体を預けました。労働基準監督署が願う場合と、そういうところが願う場合とでは調査に協力していただける姿勢と考え方が少し消極的な事業場があったように実際聞いています。労働局から、任意ではあっても願うすればそれなりに回答してもらえますが、労働局以外の組織が任意で願うのでは、なかなか難しいということが今回の調査でわかったので、この辺りを含めて今後の調査の在り方についても検討させていただきたいと思います。

健安課長

2点目ですが、死亡災害は令和4年11人、令和3年22人でした。令和4年の単年度の数値と比較していいのかというご意見が当然あるかと思います。今回は、本省版の表現を踏まえた形で数字を立てさせていただいております。ご指摘のとおり、13次防でも熱中症に関する箇所のように5年平均に比べて減らすとしている表現もあれば、死亡災害については13次防も平成29年と比べて25%減らすという組み立てでした。鹿児島は令和4年が11人で少なかったのですが、死亡災害は本来あってはならない訳ですので、近年で一番少なく、本省の表現にもかなっている令和

4年に比較してそこから減らすということで設定しました。本省のように全国の数値を把握して5%ということもあり得ますが、当局では母数が少ないので、死亡災害はあってはならないという前提で、毎年10人ということにさせていただきました。ただ、今の樋口委員の意見をいただいて局内で検討してみたいと思います。

森部会長

他にありませんか。私から2点よろしいでしょうか。質問の1点目として、5ページの14次防のアウトプット指標で、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合について、本省が80%としているはともかくとして、鹿児島局版では増加させるとなっています。取り組む事業場の割合を低めている原因は、50人未満事業場の実施率が低いということだろうと思いますが、対策はどのようなふうに考えているのでしょうか。

2点目として、労働災害について、陸上貨物運送事業で1,000人当たりの事故率がほかの業種より多いのは、俗に言われている長時間労働が原因なののでしょうか。そのあたりをどう考えていますか。

健安課長

1点目についてですが、メンタルヘルス対策へ取り組む事業場の割合の差は、当局のアンケート調査結果でも50人未満の事業場における取り組みが低くなっています。鹿児島労働局及び労働基準監督署が行う集団指導や個別指導の対象として、50人未満の事業場の取組みを進めてもらうべく、対策を取ろうと考えております。

2点目についてですが、陸上貨物運送事業というのが、トラックを用いておられる、業種で言いますと道路貨物運送事業と貨物取扱事業、荷役とかいうところです。確かにドライバーの労働時間は長い傾向にあると感じています。過労死はともかく、怪我が多いことについて、長時間労働で集中力が途切れて被災しているということもあるかも

しませんが、災害件数と長時間労働の直接的な因果関係は考えにくいと思っています。ちなみに働き方改革により、令和6年4月からドライバーの労働時間に対する規制がかかりますので、労働時間が短くなることで、少しでも災害が減れば良いと思います。

基準部長

補足します。陸上貨物運送事業では、長時間労働が直接労働災害発生件数に結びついていると明確に言える訳ではないですが、一方で、過労死と言われているものの中味を見ると、やはり陸上貨物運送事業が多いということです。それは過重労働対策ということで、安全衛生を含め、監督部署での労働時間対策、長時間労働抑制という形で今対応をとっているところです。そういう意味で陸上貨物運送事業は長時間労働抑制と災害件数減少が重点であると思います。また、資料4の4ページに災害発生状況を取りまとめていますが下のほうに平成30年から令和4年までにおける業種ごとの事故の型別死傷災害発生状況があります。陸上貨物運送事業で過去5年間を見ますと、墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作、いわゆる腰痛という災害が多いことが分かります。

墜落・転落は、陸上貨物運送事業では荷台から落ちるとか、転倒は作業の中で荷につまずくとか、プラットフォームにつまずくとか、はさまれ・巻き込まれに関してはフォークリフト関係であったり、動作の反動は腰痛です。腰痛は第三次産業の介護や社会福祉とか似たようなところがあります。陸上貨物運送事業は先ほどご指摘があったとおり、年千人率が高いわけですし、その内訳をみても14次防でターゲットとすべき腰痛や転倒など、業種的には集中的にやっていかななくてはならないと認識しており、14次防の中に入れさせていただいたということです。

健安課長

もうひとつ言わせていただきますと、貨物自動車の荷台

からの墜落・転落が多く発生しています。現在も積載荷重が5トン以上の貨物自動車については、ヘルメットをかぶりなさい、昇降設備を設置しなさいという規則がありますが、法改正により、ヘルメットの着用と昇降設備の設置が必要なものが積載荷重が2トン以上の貨物自動車ということになります。それとコンビニとかでよくみられる後ろの荷台に上下するエレベーターのようなものがついている、テールゲートリフターと言うのですが、それを扱う作業については特別の教育を修了したものでなければ就かせてはならないなど法規制のほうからも、縛りをかけていくような対策を考えております。

森部会長

ありがとうございました。
他にどなたかありませんか。
満永委員どうぞ。

満永委員

先ほどの課長の説明では、各指標のベースは本省から出ているのでということでしたので、当局版の指標を立てるに当たって本省版に倣ったという苦しい胸の内は分かります。

しかし、14 次防の5 ページのメンタルヘルス対策健康確保対策の推進に関するアウトプット指標について、当局版ではメンタルヘルス対策に取り組む事業場を増加させるとしている箇所について、本省版では80%以上にするという書き方をしています。その右側のアウトカム指標は無理やりつけたのかなという感じがします。下と同じようにアウトカム指標は立てないとしたほうがいいのかと思います。自分の仕事や職業生活における強い不安悩みストレスがある労働者の割合を5年後までに50%未満にするということは、今でさえ何%かわからないのに無理矢理設定したような気がします。例えばアンケートやストレスチェックをしてみれば、この回答が10%しかないかもしれませ

ん。無理矢理指標設定している感じがするので、その下と同じように数値指標は立てずに、まずは調査をし、漸減に向けて努力していくという形のほうがかえってすっきりするかなという気がしました。よろしく検討をお願いします。

健安課長

ストレスチェックの項目自体には、一定何%かはストレス反応の数値が出るような質問の構成になっているということを聞いたことがあるのですが、満永委員のおっしゃるとおりで、いきなり 50%未満とすると言われても、なかなか数値を当局も把握していませんので、そこは今お伺いしたことをまた検討させていただいて、できれば私も初年度は数値を入れない方がいいと思いますので、そちらの方向で検討をしたいと考えてところです。

森部会長

よろしいでしょうか。

満永委員

はい。

森部会長

他にございませんか。

無いようですので、ただ今出されたご意見については、事務局において検討され、できるだけ次期「鹿児島労働局第 14 次労働災害防止計画」に反映できるよう願います。

議事 3

森部会長

それでは、議事 3 の「その他」に移らせていただきます。委員の皆様から何かご意見等はございますか。

意見なし

森部会長

特になければ、本日の議事は以上となります。

それでは、後日、事務局より、本日の議事録がメール等で送付されてくることですので、議事録について、全委員の皆様にて確認をお願いします。

事務局の方から何かありますか。

基準部長

森部会長、ありがとうございました。

本日は、お忙しい中、ご参集及び熱心なご発言を賜り、誠にありがとうございました。

本日の部会の中でいただいた貴重なご意見等については、担当部局に持ち帰り、「鹿児島労働局第14次労働災害防止計画」策定の参考とさせていきたいと考えておりますので、今後とも、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

森部会長

以上をもって、本日の災防部会の議事を終了いたします。

ここからは進行を事務局にバトンタッチします。

監督課長

それでは事務局から事務連絡を申し上げます。

本日の議事概要は、皆様方に事務局からメールで送信しますので、ご確認をお願いします。

以上で本日の災防部会を終わります。

本日はどうも長時間のご審議を賜り、大変ありがとうございました。